

文法関係の概念について(3) : 関係文法とは何か

佐川, 誠義 / SAGAWA, Masayoshi

(出版者 / Publisher)

法政大学国文学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

日本文学誌要

(巻 / Volume)

41

(開始ページ / Start Page)

2

(終了ページ / End Page)

10

(発行年 / Year)

1989-09-18

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00019578>

文法関係の概念について(三)

— 関係文法とは何か —

佐 川 誠 義

9 主語化および目的語化 Subjectivization & Objectivization (つぎ)

前回では、久野(一九七三)の「主語化」の検討をした。連載の間隔があいてしまったので、ざっと復習しておく。主語化とは、(一)を(二)にかえるような規則である。

- (一) 象の鼻が長い。
- (二) 象が鼻が長い。

これはすでに佐川(一九八六)で観察したように、関係文法の一般原則「関係継承法則」に適用している。この原則についてももう一度繰り返し述べておこう。

名詞句Aのなかにある名詞句Bをとりだすことを「上昇」Ascensionとつい、名詞句AをHost NP、名詞句BをAscendeeとつうが、このとき、次のような原則があてはまる。

- (三) Ascendee は Host NP の文法関係をひきつぐ。(関係継

承法則 Relational Succession Law)

この観点から、(一)をながめてみると、主語「象の鼻が」から取り出された名詞句「象」は(二)ではふたたび主語になっている。(ただし、(二)の「象」が本当に主語なのかどうかについては、まったく疑問がないわけではない。くわしくは佐川(一九八六b)を参照のこと。

次に主語化とよく似た規則「目的語化」をみてみよう。これは故原田信一氏によるものである(原田一九七七)。彼は主語化とよく似た(四)aをbに変える規則があると考える。

- (四) a 太郎が花子の胸を刺した。
- b *太郎が花子を胸を刺した。

同様に、

- (五) a 先生が太郎の論文をほめた。
- b *先生が太郎を論文をほめた。

まず気が付くことは、(四)bと(五)bはともにこのままのか

たちでは文法的な文とは言えないことである。このことを説明するために原田（一九七七）は、次のような表層構造制約 Surface Structure Constraint を設定する。

(六) 単独の文のなかに「NPを」がふたつ以上共存することはない。もしこの条件がやぶられるとその文は非文となる。(二重ヲ格制約 Double O Constraint)

私は(六)のような原則は単に「NPを」について言えるものではなく、あらゆる格について当てはまると考えた方がよいと思う。なぜなら、

(七) a *先生が花子を本を読ませた。

b 先生が花子に本を読ませた。

(八) a *両親は娘に結婚相手に会わせた。

b 両親は娘を結婚相手に会わせた。

(九) ?今日から第一章から読んでいきましょう。

(六)は(七) a の非文法性は説明できても、(八) a の非文法性や(九)の文法性の低さは説明できない。

関係文法では(六)よりさらに一般的な(一〇)を提案している。(一〇)一つの節のなかにふたつ以上の同一の文法項があつてはならない。(文法項単一法則 Stratal Uniqueness Law)

ただし、既にお気付きのかたもあるように、(一〇)は主語化も妨げることになってしまう。(二)をもう一度見ていただければ、わかるように、この文には「NPが」がふたつあるにもかかわらず、明らかに文法的に正しい。ここで我々は(六)をとるか(一〇)をとるかという二者択一を迫られることになる。どちらもこのままの

かたちでは不充分である。(六)は十分に悪い文を排除できない。このようなとき、我々は「(六)は経験的に弱すぎる」という。また(一〇)は正しい文を悪い文にしてしまう。この際「経験的に強すぎる」というのである。

ここで改めて主語化の結果生成される文の派生構造を考察しよう。問題となるのは、(二)は果たして単文構造をしているかという点である。

日本語は語順が自由な言語であるとよくいわれる。そして、それはある程度ただし。(一一)を参照されたい。

(一一) a 花子が太郎と銀座でデートした。

b 太郎と銀座で花子がデートした。

c 銀座で花子が太郎とデートした。

右の三つの文はすべて同じ意味内容をもっているが、語順が異なる。したがって、これらの文は同一の深層構造から出発した文であるが、表層ちかくで、「かきませ規則」が適用されて、語順のいれかえが起こったと考えられる。ここで注意を要するのは、「かきませ規則」が全く自由にかかり得るのでは無いと言うことである。(一一)では一見そうらしく見えるのであるが、次の文を参照されたい。

(一二) a 花子は「太郎が東京に行った」ことを知らない。

b *太郎が花子は東京に行ったことを知らない。

c *東京に太郎が花子は行ったことを知らない。

d 東京に太郎が行ったことを花子は知らない。

右の例文から日本語の語順がそれほど自由でないことがお判り頂

けると思う。どうして(一二) bとcは非文法的なのだろうか？

一方、どうしてdはaとかなり語順が違うのにまったく不自然さを感じさせないのだろうか？ その答えのキーとなるのは(一二) aが従属節構造を含んでいることである(aではその境界線をかっこで括って示してある)。(一二) b cの非文法性は従属節の要素が主節の要素とかきまぜられているということと関係がある。また、dはaとは語順が著しくことなるとはいえ、「東京に太郎が行った」という従属節の要素に主節の要素がまじっていない。それゆえ、異なる節に属する要素をかきまぜたことにならないから文法的なのである。これらのことから、日本語の文法の中につきのような制約を設けることが必要となる。

(一三) かきまぜ規則は単一の節の内部でのみ可能である。

さて(一三)をここでは日本語に固有の制約であるかのように述べたが、実はこの規則は語順の自由な言語の大部分(屈折語がその中心である、ロシア語、ラテン語がそれにあたる)についていえる普遍的な原則であるということをおきたい。

大分脇道にはなしがそれてしまったが、我々が問題にしていたのは、「象が鼻が長い」はどうして「NPが」が重複するにもかかわらず文法的なのかということであった。

この文は明らかに単文構造であるように見える。ところが、語順のいれかえはそれほど自由ではない。

(一四) a 象が鼻が長い。

b *鼻が象が長い。

(一四) bの文法性は極めて低い。もしも(一四)が単文構造を

しているとする何故bが非文法的かが説明できなくなる。ここで(一四)がかりに従属節構造をもっていると仮定すると、(一三)によって、(一四) bの非文法性が無理なく説明できるようになる。すなわち、(一四) aは(一五)のような構造をしていると考えるのである。

(一五) 象が「鼻が長い」

右のかっこは従属節の境界線をしめす。このように考えると、「象が」と「鼻が」は異なる節に属することになるので、文法項単一法則の違反とはならない。また、節がちがう要素になるので、当然、かきまぜ規則を適用するわけにはいかなくなる。

ここで原田(一九七七)の例文を検討することにしよう。

(一六) a *太郎が花子を胸を刺した。

b *先生が太郎を論文をほめた。

これらが文法項単一法則に違反しているために非文法的であることはすでに述べた。それなら、原田はあえて何故このような非文法問題にしているのだろうか？ (一六)のなかのふたつの「NPを」の一方が移動し、ひとつの節に「NPを」がひとつだけ残されるようなことが起これば、(一六)の二文は文法的になると原田は考えたのである。事実NPを節のそとに移動させる規則として、日本語には分裂文形成 *Clefting* がある。(一六)にこの変形を適用するとそれぞれ(一七)のようになる。

(一七) a 太郎が花子を刺したのは胸だ。

b 先生が太郎をほめたのは論文だ。

右の文の文法性はきわめて高い。また注目にあたいるのは、

(一七)は非文法的な(一六)の段階を経なければ、生成されないという点である。ということは、(一七)は(一六)のような段階が存在するということを示す論拠になる。更には、同じことになるかも知れないが、「表層構造制約」というフィルターが文法の機構の中で不可欠のものであるということも示すのである。

原田が(一六)のような派生段階を認める根拠には、あともうひとつ、受動文変形がある。彼の受動文の考え方は、古典的なもので、英語のそのように、主語と目的語をいれかえるというものである。ただし、このようにして生成される受動文はいわゆる直接受動文にかぎる。間接受動文は原田もまた従属節構造から派生すると考えている。(一六)に受動文変形を適用すると、(一八)のような文が生まれる。

(一八) a 花子が太郎に胸を刺された。

b 太郎が先生に論文をほめられた。

(一八)は(一六)とはちがい、完全に文法的な文である。したがって、(一八)のような文の存在は目的語化を支持する論拠になると、原田はしめくくっている。

以上で原田(一九七七)の目的語化にかんする記述を、私自身の考察を付け加えながら紹介してみた。ところが、分裂文にかかわる論拠はともかく、受動文にかかわる論拠は完全なものではなく、おきなすぎがある。このことに原田が気が付かなかったとはとても考えられないので、スペースの関係であえて無視したものと思われる。

既のべたように、日本語には直接受動文(英語の受動文にほぼ

匹敵する)と間接受動文がある。後者の例としては(一九)のような文を挙げることが出来る。

(一九) 私は赤ん坊になかれた。

間接受動文の特徴として、つぎの二つを挙げることが出来る。まず構文論的にいって、受動文であるにもかかわらず、それに対応する能動文をもたない。従って、(一九)に対応する能動文を無理やり作ろうとすると(二〇)のような非文ができる。

(二〇) *赤ん坊が私に泣いた。

また意味的に見て、間接受動文はつねに主語が迷惑しているというニュアンスを含む。これはたとえ受動文の内容が、常識的に見て、きわめて好ましいような場合にもいえる。たとえば、

(二一) 私はお母さんに夕食をつくられた。

右の文を「お母さんが面倒な夕食の支度をしてくれて喜んでくれる」というふうには、絶対に解釈できない。

さて原田は当然(一八)の種類の受動文を直接受動文であると考えている。そう考えなければ、目的語化の論拠とはならない。なぜなら、かりにこれらの受動文が間接受動文であるとみなされると、(一六)の派生段階を経ないでも(一八)は生成されてしまうからである。従って、ここでは(一八)が間接受動文ではないということとを論証しなければならない。ここでわかりやすいように、再び(一八)を繰り返しておく。

(二二) a 花子は太郎に胸を刺された。

b 太郎は先生に論文をほめられた。

構文論的な見地からは、これらの文は対応する能動文(一六)を

もつことになる。もっともこの点を証明しようとしているわけであるが。意味的な面からみると、bのほうには、少なくとも、「太郎」が迷惑しているニュアンスはない。このことはbが直接受動文であるということを示している。ところがaの「花子」にかんしては判然としない。一見「花子」は迷惑しているように思われるが、「胸を刺され」れば、誰でも迷惑するのが普通である。従って、このことをもとにして、aを間接受動文とみなすことはできない。

ある受動文が直接受動文であるか、間接受動文であるかを判定する方法には、実を言うと、もうひとつある。それは再帰代名詞「自分」を当該の受動文に入れてみて、あいまい性が生じるかを観察するやり方である。直接受動文のなかの「自分」には、あいまい性はなく、主語のみをさす。一方、間接受動文の中の「自分」は主語とNPに（よって）で表される人物の両方をさし得る。その理由をここで説明する余裕がないから、省略するが興味のある人はHoward and Howard (1976)を参照のこと。例をあげると、

(二二) a 花子は太郎に自分の部屋で殺された。

b 花子は太郎に自分の部屋で自殺された。

aが直接受動文、bが間接受動文であるが、前者の「自分」が「花子」しかさし得ないのに対し、後者の「自分」は「花子」とも「太郎」ともとれる。このテストを問題の(二二)にたいして用いてみよう。

(二三) a 花子は太郎に自分の部屋で胸を刺された。

b 太郎は先生に自分の家族の前で論文をほめられた。

これらの文の「自分」にはあいまい性がなく、aでは「花子」、

bでは「太郎」の意味しかない。よって、(二二)の両文は直接受動文であり、原田の目的語化の必要性は実証されたことになる。

これまでは、もっぱら日本語をもとに、主語化と目的語化というふたつの上昇規則と関係継承法則のかかわりをみてきた。次に問題になるのは、当然、外国語にも類似の規則があるのではないかということである。

まず英語を考えてみよう。次の文を参照されたい。

(二四) a Mary's eyes are blue.

b Mary has blue eyes.

(二四) aは日本における英語の授業ではできるだけ避けるように教育されている文ではあるが、文法的である点にはかわりがない。bが自然とされている文である。ところで、(二四)の両文はほぼ同一の意味を持っている。このことから、私は(二四) aからbが一種の主語化によって派生すると思った。そう考えると、aのHost NPはMary's eyesであり、主語の名詞句である。(二四) bではそこからMaryが取り出されていることになるが、それが再び主語になっていることは、関係継承法則の子測するとおりである。

これはなにも英語だけに見られることではない。フランス語、ドイツ語でも同様である。論旨は英語の場合とまったく同じなので、ただ例文を挙げるだけにする。

(二五) a Les yeux de Marie sont petits.

b Marie a de petits yeux.

(マリーは小さい目をしている。)

(二六) a Die Augen der Maria sind klein.

b Maria hat kleine Augen.

(マリアは小さい目をしている。)

(二五) がフランス語、(二六) がドイツ語の例である。

ただ、この規則は日本語の主語化とはちがい、定式化がむずかしいのみならず、規則を正当化する論拠も、理論指向性がつよい関係継承法則しか見いだすことが出来ないのが難点である。

これに対し、目的語化にあたるものは、はるかに日本語にちかひものが外国語に見いだすことが出来る。英語の例をいくつか挙げてみよう。

(二七) a I patted John's shoulder.

b I patted John on the shoulder.

(二八) a Mary stared John's face.

b Mary stared John in the face.

(二九) a Sue slapped Tom's cheek.

b Sue slapped Tom on the cheek.

我々は中学や高校の英語の時間で、右の文の a のようなタイプのものは使ってはならないとおそわった。事実このタイプの文が現れることはめずらしいと言える。しかしまったく不可能なわけではなく、私自身耳にしてオヤッと思った経験がある。右の文では、いずれも a の直接目的語のなかの名詞句が、b では上昇によってとりだされ、直接目的語になっている。従って、a が b の基底にあると考

え、b がそこから上昇 *Ascension* によって派生すると仮定すると、直接目的語のなかにあった名詞句がふたたび直接目的語になったわ

けであるから、たびたび触れた関係継承規則に適っている。

(二七) から (二九) のようなふたつのパターンをしめす言語は英語だけではない。フランス語でも同様であることは次の例文がしめすとおりである。

(三〇) a J'ai frappé le visage de Jean.

b J'ai frappé Jean au visage.

(私はジャンの顔をたたいた)

(三一) a Il fixait droit mes yeux.

b Il me fixait droit dans les yeux.

(彼は私の目をじっとみつめた)

とはいえ、英語にくらべると、この種の表現はそれほど多くはない。また、ドイツ語にも、同種のものがいくつか見られる。

(三二) a Paul hat meine Schulter getippt.

b Paul hat mich auf die Schulter getippt.

(パウルは私の肩をたたいた)

(三三) a Maria fasste seine Hand.

b Maria fasste ihn bei der Hand.

(マリアは彼の手をにぎった—握手した)

右の文の a のかたちは普通ゆるされない。しかしながら、b は当然非文法的な a から派生したと考えるのが自然であろう。またフランス語と同様、ドイツ語にもこの種の表現はそれほど頻繁には用いられない。

それならばフランス語やドイツ語では、本稿で扱った a のタイプの構文(すなわち直接目的語が「所有形容詞+名詞」のもの)が日

本語とおなじようにいちばん多く用いられるのだろうかと言うと、それはちがう。これまでのbのタイプの文ときわめてまぎらわしい次の様な文がよく使われる。格関係がはっきりしているので、ドイツ語の例文から入ることにしたい。

(三四) a Ich habe meine Hände gewaschen.

b Ich habe mir die Hände gewaschen.

(私は手を洗った)

(三五) a Er strich sein Bart.

b Er strich sich den Bart.

(彼はひげをなでた)

右の例文が今までの文と違うのは、bにあらわれる目的語の代名詞が直接目的語ではなく、間接目的語であるという点である。このような例はフランス語にもごく自然に見られる。

(三六) a J'ai pris sa main.

b Je lui ai pris la main.

(私はかれの手をとった)

(三七) a Mon coeur bat.

b Le coeur me bat.

(私の心臓はどきどきしている)

(三四) から (三七) までの例文は関係文法にとって実は好ましくない現象をみせている。まず、(三四) a の Host NP が meine Hände であるとするとき、b はそこから取り出された mir が間接目的語になっている。meine Hände は直接目的語であるから、そこから上昇した名詞句は、関係継承法則にしたがうと、当然直接目

的語になっていなければならない。したがってこれは関係文法にたいする重要な反例である。

(三七) になると、もっと始末がわるい。a の mon coeur から b の me が取り出されたと考えると、なんと主語から上昇した名詞句が間接目的語になってしまっている。例によって、関係継承法則にしたがって考えると、主語から上昇した名詞句は当然主語になつていなければならない。もちろん、次のような例文も考えられなくもない。

(三八) J'ai le coeur qui bat.

これだと関係継承法則がまもられることになる。しかし(三七) a と(三八) を上昇規則によって結び付けるのには、いくつかの難点がある。

まず第一に両構文はあまりにも違い過ぎていて、単純にひとつの規則によって派生させるには無理がある。ひとたびこのようなことを認めてしまうと、規則に殆ど制約がなくなってしまう、ひとつの規則がなんでも出来るという好ましくない結果におちいる。「なんでも出来る」ということは一般通念においてはむしろ好ましいことと考えられているが、文法理論においては、それはなにも規定できないということの意味し、言語とはなにかということを探究する立場からは、むしろ混沌に陥ってしまっていることになる。言語にはこれこれの規則性があるということは、これこれの制約があるということを意味し、それは人間の言語にみられ、また人間の言語だけにしか現れない性質の一端を示すことになるわけである。それが(三七) a を(三八) から派生するようなことを認めてしまうと、

それがふいになってしまふのだ。

第二に、たとえ(三七) a から(三八)を導き出すことを認めたとしても、(三七) b がどうなるのが解決したわけではない。

解決したことは、(三七) a と(三八)の關係が關係繼承法則と矛盾しなくなるということだけで、(三七) a b の二つがどう結びつくかということは、一切不明のままである。先に述べたように、(三七) a から b を派生させると、關係繼承法則に抵触する結果になるということだった。

この問題を解決するには、次のようなみちしか考えられない。実にあつけないことだが、(三七)の兩文に關係をみとめず、互いに完全に独立した文であり、異なったソースから出てきたと考えれば、以上の矛盾は一応回避される。ところが、このような解決は文法理論全体からは、けつして好ましいものではない。(自分で解決法を提示しておきながら、すぐにこのように否定してしまうのは非常に気がひけるのであるが)

こうした方法が生み出す難点とは次のようなものである。

(三九) a Mes mains tremblent.

b Les mains me tremblent.

(私の手は震えている)

(四〇) a Je vais laver mes mains.

b Je vais me laver les mains.

(私は手を洗います)

(四一) a Paul caressait mes cheveux.

b Paul me caressait les cheveux.

(ポールは私の髪をなでていた)

この種の文のリストは無限に列挙できるのであるが、このあたりで、やめておくことにする。要するに、(三六)と(三七)が決して例外的な文ではないということ、(三九)——(四一)は示しているのである。ちなみに当該の文にあらわれている *me* は直接目的語ではなく間接目的語である。したがって文法項単一法則には違反していいことに注意されたい。

(三六)から(四一)の一对の文が、それぞれ独立したソースをもち互いに無關係であると仮定すると、極めて意味がよく似ていて、しかも構文的にも密接な關係がある無限の文に、二通りの基底構造を認めなければならなくなってしまふ。もしも各々の a 文に現れている所有形容詞を間接目的語にかえる規則を(關係繼承法則に違反するにしても)みとめれば、ひとつの基底構造をみとめるだけですみ、その分、文法が単純になる。理論においては、おなじ説明能力を持った複数の考え方があつた場合は、そのなかで最も単純なものが正しいと考える。

ここで我々は実にむずかしい岐路にたたされていることが判つていただけることと思ふ。すなわち關係繼承法則が絶対的に正しいとかがえるか、關係繼承法則の絶対性をすてて文法の単純化をとるかという二者択一を迫られているのである。どちらにしても問題が生じる。關係繼承法則は実におおくの現象にたいしてあてはまり、言語のなかにひそむなにかの眞実を捉えていると、私は思う。だから(三六)から(四一)の種類の文が説明できないというだけでこの法則を放棄するのは、どうしても強い抵抗感がある。この

種の例外がうまく別の法則で説明できれば、それにこしたことはないのだが、今の私はまったくそのような巧妙な方法を考え出すことができない。

参考文献

- 原田信一（一九七七）「日本語に変形は必要だ」『言語』一〇月号
および一一月号
- Howard, Irwin & Agnes Howard. 1976 "Passivization" in
Shibatani(ed)Syntax and semantics vol 5. Academic Press
- Perlmutter, David. 1983 "Relational Succession Law" in
Perlmutter(ed) Studies in relational grammar vol 1 the
University of Chicago Press.
- 井上和子（一九七八）『日本語の文法規則』大修館
- Kuno, Susumu. 1973 "Subjectivization" in The structure of
the Japanese language. The MIT Press.
- 佐川誠義（一九八六）「文法関係の概念について」『日本文学誌要』
三四号 法政大学国文学会
- （一九八六b）「文法関係の概念について—その二」『日本文
学誌要』三五号

（文学部教授）